

安全管理規程に基づく行政処分の公表について

弊社、株式会社平成エンタープライズ 名古屋営業所は、平成 28 年 2 月 8 日に中部運輸局の監査を受け、以下の行政処分を受けました。

違反条項に関する行政処分の内容等は以下の通りでございますが、今回の処分を厳粛に受け止め、法令遵守および輸送の安全を確保するため、全社をあげて再発防止に取り組んでまいります。

記

- | | | |
|---|--------|----------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 行政処分日 | 平成 28 年 5 月 30 日 |
| 2 | 対象営業所 | 株式会社平成エンタープライズ 名古屋営業所
所在地：愛知県名古屋市南区荒浜 1-2-7 |
| 3 | 処分内容 | 事業用自動車の使用停止 60 日間（1 両×60 日間） |
| 4 | 主な処分条項 | 自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行
（道路運送法第 27 条第 2 項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第 45 条） |

以上